

(第六類第十號)

(一六五)

第七十五回帝國議會衆議院經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案委員會議錄(速記)第一回

付託議案
式會社所屬軌道株式會社及朝倉軌道株
主(政府提出)(第八四號)
自動車交通事業法中改正法律案
案(政府提出)(第七九號)

會議

昭和十五年三月五日(火曜日)午前十時五十
八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 名川 侃市君

理事山田 清君 理事小泉 純也君

理事小平 重吉君 理事田中 好君

小山倉之助君 村松 久義君

木原 七郎君 愛野時一郎君

山田 順策君 羽田武嗣郎君

本田 義成君 伊東 岩男君

淺沼稻次郎君 小山 亮君

出席國務大臣左ノ如シ 鐵道大臣 松野 鶴平君

出席政府委員左ノ如シ 鐵道政務次官 宮澤 裕君

鐵道參與官 大島 寅吉君

鐵道省監督局長 鈴木 清秀君

鐵道省建設局長 堀越 清六君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社

所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償案(政府提出)

自動車交通事業法中改正法律案(政府提出)

出)

○名川委員長 ソレデハ開會致シマス、金
華山軌道及ビ朝倉軌道ノ政府補償案ニ付テ
審議ヲスルコトニ致シマス、政府ノ説明ヲ
求メマス——松野鐵道大臣

○松野國務大臣 只今提案ニナリマシタ軌
道ノ經營廢止補償ノ爲メ公債發行ニ關スル
法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲタイト思
ヒマス、今回補償セントスル軌道ハ宮城縣
ノ金華山軌道ト福岡縣ノ朝倉軌道デゴザイ
マス

先ヅ金華山軌道デゴザイマスガ、本軌道
ハ石巻線ノ終點ノ石巻驛附近カラ女川驛附
近ニ至ル軌道デゴザイマス、國有鐵道ノ女
川線即チ石巻女川鐵道ハ昭和十四年十月七
日開通致シマシタガ、此ノ省線ト金華山軌
道トノ關係ハ全ク並行致シ居ルヤウナ狀
態デゴザイマスノデ、省線ガ敷設セラレマ
シタ結果ハ、從來此ノ軌道ニ依ツテ輸送サ
レテ居リマシタ旅客荷物ノ大部分ガ省線ニ
移ルト云フコトニ相成リマシタ、隨テ會社
ハ營業ヲ繼續スルコトガ出來ナイト云フ譯
デ、營業廢止ノ許可ヲ申請シテ參ツタノデ
ゴザイマス

省線ニ移ツテ參ツタノデゴザイマス、ソレ
デ會社ハ營業ヲ繼續スルコトガ出來ナイト
云フ譯デ營業廢止ノ許可ヲ申請シテ參ツタ
ノデゴザイマス

以上ハ何レモ國有鐵道ガ、是等軌道ニ接
近併行シテ、敷設セラレマシタ結果ニ外ナ
ラナイト云フコトガ認メラレマスノデ、今
回其ノ營業廢止ニ因ツテ生ズル損失ヲ補償
セントスル次第デゴザイマス、尙ホ補償金
額ノコトデゴザイマスルガ、是ハ先例ニ依
リマシテ、所謂益金還元額ト、建設費決算
額トノ合計ヲ二二割リマシタ其ノ金額カ
ラ、補修費及び殘存物件ノ價額ヲ差引キマ
シタ殘額ヲ以テ補償額トスルト云フコトニ
相成ツテ來ル次第デゴザイマス、何卒十分
御審議ノ上御賛成アランコトヲ御願致シマ
ス

業、就中貨物自動車運送事業ニ於キマシテ
ハ、大部分ハ經營ノ基礎モ薄弱デアリ、運
賃モ亂脈ニナリ勝デ、輸送ノ上カラ見マシ
テモ隨分不經濟ナコトガ行ハレテ居ル狀態
ハ、大部份ハ經營ノ基礎モ薄弱デアリ、運
賃モ亂脈ニナリ勝デ、輸送ノ上カラ見マシ
テモ隨分不經濟ナコトガ行ハレテ居ル狀態
ノデアリマス、隨テ之ヲ助長改善シテ運賃ヲ
一層適正ナラシメ、車輛ヲ整備シ、輸送力
ヲ増強シテ重要輸送機關トシテノ態容ヲ整
ヘルト共ニ、一面國防強化ニ役立タシムル
コトハ極メテ緊要ノコトト信ズルノデアリ
マス、斯様ナ實情ニ鑑ミ現行自動車交通事
業デアリマス、斯様ナ實情ニ鑑ミ現行自動車交通事
業法ヲ一部改正シテ、自動車運送事業ノ健
全ナル發達ニ寄與シタノコトヲ信ズルノデアリ
マス

改正法律案ヲ提出シタ次第デアリマス

○名川委員長 尚ホ此ノ際自動車交通事業
法中改正法律案ニ付キマシテモ、政府ノ御
説明ヲ承ルコトニシマス

○松野國務大臣 本案提出ノ理由ニ付キマ
シテハ、本會議ニ於テ大體ヲ説明申上ゲテ
置キマシタガ、此ノ際尚ホ一應御説明申上
ゲタイト存ジマス、自動車ニ依ツテ旅客貨
物ヲ運送スル事業ガ國民生活ニ密接ナル關
係ヲ有シ、又產業上極メテ重要な役割ヲ有
シテ居リマスコトハ申スマデモナイ所デア
リマスガ、今事變勃發以來或ハ生產力擴
充、物價政策、延イテハ國防強化等ノ見地
致シマシタ結果、從來此ノ軌道ニ依ツテ輸
送サレテ居リマシタ旅客、荷物ノ大部分ガ
甘木間鐵道ガ本軌道ニ接近並行シテ敷設セ
ラレマシテ、昭和十四年四月二十八日開通
致シマスルモノヲ目的トシテ居ルノデゴザ
イマス、所ガ國有鐵道ノ甘木線、即チ基山、
島本線ノ二日市驛附近カラ杷木村ニ至ル軌
道デゴザイマス、本來此ノ軌道ニ依ツテ輸
送致シマス旅客荷物ハ、主トシテ省線ノ二日
市方面及ビ其ノ附近ト甘木町相互間ニ發著
シテハ、本會議ニ於テ大體ヲ説明申上ゲテ
置キマシタガ、此ノ際尚ホ一應御説明申上
ゲテ見マスルニ、第一ニ業態區分ノ改正デ
アリマシテ、現行法ニ於キマシテハ自動車
運輸事業ト自動車運輸事業以外ノ自動車ニ
依ル運輸事業トニ區分シテ居ルノデアリマ
スガ、此ノ區分ハ貨物運輸事業ニハ適當セ
ズ實情ニ合ハナイモノガアリマスノデ、貨
物運輸事業ハ之ヲ貨物自動車運輸事業ナル
設ケマシテ、此ノ組合ニ依ツテ組合員ノ共

同ノ利益増進ヲ圖ラシメ、或ハ運賃ヤ輸送

二月五日

ノ統制ヲ行ハシメテ事業ノ健全ナル發達ヲ
圖リタイト存ズルノデアリマス、尙ほ此ノ
組合ノ使命ニ鑑ミマシテ政府ハ之ニ補助金
ヲ交付シ得ルコトトシタノデアリマス
第三ニハ自動車交通事業抵當ニ付テデア
リマスガ、近年自動車事業ガ全業トシ

テ漸次發達シテ參リマシタ結果、之ニ對ス
ル金融ヲ便ナラシムル必要ガアリマスノデ、
現在自動車運輸事業ニ付テノミ認メラレテ
居ル自動車交通事業抵當ノ制度ヲ擴張致シ、
自動車運送事業ノ全般ニ付テ之ヲ認メルコ
トトシタノデアリマス

第四二貨物自動車運送事業ニ對スル補助
デアリマスガ、産業上及ビ國防上ノ見地カ
ラ致シマシテ運送事業者ガ良質ナ貨物自動
車ヲ相當多數持ツテ居ルコトガ是非必要デ

ス
アルト考ヘマスノデ、貨物自動車運送事業者ノ車輶ノ整備ヲ圖ル爲ニ之ニ對シマンテ補助金ヲ交付シ得ルコトトシタノデアリマ

以上申上ゲマシタル事項ノ外、現行法ノ不備トスル諸點ニ付改正スルコト致シタノデアリマス、本案ニ付キマシテハ事業者ノ間ニ於キマシテモ相當歎望シテ居ル趣モ見エルノデアリマスカラ、是等ノ事情ヲモ御諒察下サイマシテ、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致ス次第デアリマス〇名川委員長 ソレデハ先ヅ金華山鐵道及ビ朝倉軌道ノ補償ニ付キマシテ審議ヲ進メタイト思ヒマスガ、質疑ガアリマスカ——

○伊東委員 今日ハ質問ハ保留致シマシテ
参考資料ダケ要求致シテ置キマス、一、各
府縣別自動車臺數調デアリマス、是ハ「バス」
「ハイヤー」「タクシー」「トラック」別、一、各

アリマス、三、各府縣別自動車別一臺當り「ガソリン」配給量調、四、各府縣別自動車營業形態調、即チ株式會社、商業組合、任意組合、個人經營ト云フヤウナ所謂營業形態ノ御示シヲ願ヒタインデアリマス、以上参考資料ダケヲ要求シテ置キマス
○鈴木政府委員 只今ノ御要求ノ中ニハ軍機ニ瓦ルモノガアリマスノデ、差上ゲラレ兼ネルノガアルカモ知レマセヌガ、其ノ許ス範圍ニ於テ差上ゲタイト思ヒマス
○伊東委員 何デゴザイマセウカ
○鈴木政府委員 車輛數ト云フヤウナモノハ一寸差上兼ネルト思ヒマス、ソレカラ配給量モチョット難カシイカモ知レマセス、調ハ實際私ノ方デ持ツテ居ルノデスガ、一寸御見セ致シ兼ネルノデアリマス、中々今喧マシウゴザイマスカラ、併シアトデ私ノ係ノ者ト相談シマシテ差支ナイ範圍ニ於テ出来ルダケ差上ゲタイト思ヒマス
○伊東委員 モウ一ツ要求シテ置キマス、附屬命令案要綱、ソレカラモウ一ツハ各種業態別ニ依ル自動車業者調、數及ビ投下資料額、以上デアリマス
○小平委員 資料ヲ御願致シマス、全國ノ省營「バス」各路線別ノ收支決算表並ニ各路線ニ於テ使用シツツアル所ノ自動車ノ車輶、ソレカラ各路線ニ於テ使用シテ居ル「ガソリン」ノ使用數量並ニ木炭其ノ他ノ代用燃料ヲ使ヅテ居ル所ガアリマシタナラバ其ノ使用數量、以上ヲ要求致シマス
○名川委員長 ソレデハ山田君、自動車交通事業法ニ付テノ質問ヲ始メテ下サイ
○山田(清)委員 色々質問ラシタイノデスケレドモ、第一ニ緊急ナ問題カラ質問シマシ

ヒマス、只今鐵道大臣カラ此ノ法案ノ御趣旨ヲ承リマシタガ、要スルニ自動車業全體ヲ國策ニ順應シタ機能ヲ十分發揮セシメタイ、現狀ノ儘デハ色々阻害サレル點モアルカラ、此ノ際各方面カラ檢討シテヤリタ伊ト云フコトデアリマス、洵ニ全體的ノ提案ノ内容ヲ見マスト大變結構ナ案ダ、私ハ斯ウ云フ風ニ實ハ喜ンデ居ル次第デアリマス、所ガ其ノ實際ニ入ツテ見マスト中々サウ簡單ニ行カナイヂヤナイカ、私ハ斯ウ思フノデス、茲デ蛇足ヲ添ヘテ大變恐縮デアリマスケレドモ、斯ウ云フ機會デナイトオ忙シイ鐵道大臣ニハ中々頭ヘハツキリオ入りニナラヌト思ヒマスカラ、一應客觀的ニ自動車業界ノ情勢等モ私見ヲ加ヘナガラ申上ゲテ質問ヲシテ見タイ、斯ウ思ヒマス、大體此ノ法案ヲオ出シニナツテ統制シテ行カウト云フ狙ヒ所ノ區域ハ何處ニアルカ、是カラ一寸質問シテ見タイト思フ、私ハ第一ニ陸上交通事業法ノ狙ヒ所モ大東京ニアツタルカ、或ハ六大城市ニアルノカ、日本全體ニアルノカ、ソコカラ一ツ承ツテ見タイト思フ、是ハ細カイコトデアリマスカラ一々大臣ガ御答辯ナサヌデモ、大臣ニ御答辯願ヒタイ所ハ特ニ私ハ「ポイント」ヲ言ヒマスカラ、鈴木局長サンナリ小野サンナリ川合サンナリ然ルベキ方デ宜シウゴザイマス

デ居ルノデアリマス、サウシテ共同ノ利益ヲ増進シ、或ハ自治的ニ運賃運輸ノ統制ガ行ハレテ行クコトヲ望ムノデアリマス、併シナガラ六大都市及ビ之ニ準ズル都市ヲ持ツテ居ル府縣ニ於テハ、只今ノ所市ヲ單位トスルカ、或ハ府縣ヲ以テ單位トスルカハモウ少シ研究シテ見タイト思ヒマスガ、サウ云フ場所ニ於キマシテハ成ベク市又ハ府縣單位ノ組合ノ設置セラレルコトヲ吾々ハ希望シ又考ヘテ居リマス、併シナガラサウ云フ場合ニ於テモ自治的商業組合ヲ全然排除スル意思ハナノイデアリマスガ、サウ云フ組合ガ設置セラレマシテ、殊ニ輸送及び運賃ニ於ケル統制事務ガ實行サレルコトヲ望ムノデアリマス、併シナガラサウ云フ組合ヲ設置スルニ至リマスニ付テハ、能ク事業ニ關係シテ居ラレル方及ビ今マデノ組合ニ關係シテ居ル方、或ハ商業組合以外ニ於テ圖體ヲ作ツテ居ラレル方、是等ノ意見ヲ十分聞イテ、其ノ府縣單位或ハ市單位ノ事務ガ完全ニ行ハレルヤウニ導イテ行キタイト考ヘテ居リマス。

スルニ付テハ、是ハ自ラ議論ガアル、其ノ
限度ト云フモノガアル、例ヘバ十臺ヲ限度
トスル場合、或ハ二十臺ヲ限度トスル場
合、三十臺ヲ限度トスル場合モアリマスケ
レドモ、ベラ棒ニ大キク固マツテ大資本デ
會社ヲ作ツテヤルト云フコトハ、是ハ實際
ハ收支計算ガ償ハナイノダト云フ議論ガ五
臺持チ、三臺持ツ、所謂弱小業者ノ是ハ聲
ナノデアリマス、其ノ議論ノ當否ハ別問題
トシテ、其ノ蔭ニアル一ツノ感情ト云フモ
ノハ是ハ政治家トシテハ酌ンデヤラナケレ
バナラヌト思フノデス、ト云フノハ統制シ
テ行クガ、其ノ統制ノ上ニ乗ツカツテ來ル
モノハ日本通運ノアノ例ヲ見テモドウモ鐵
道省デ長イコトヤツテ居ツタ偉イ人ガ辭メ
タ、其ノ官吏ガ來テ先づ之ヲ統制スル、ソ
レカラ其ノ上ニ乘ツカル者、手足トナル所
ノ大幹部ト云ブモノハヤハリ鐵道省ト特殊
ノ關係ニアル業者ノモノガ其ノ上へ來テグ
ツト抑ヘル、サウシテ其ノ中へ入ツテ行ツ
タ所ノ所謂三臺持チ、二臺持チト云フヤウ
デ政治的手腕ノナイ、又言論ノ立タナイ者
ハ所謂一將功成ク萬骨枯ルト云フヤウナ
實情ニナル、斯ウ云フ風ニナルデヤナイカ
ト云フコトヲ惧レル一ツノ感情モソコヘ手
傳フノデス、サウシテ其ノ結果ガ今ノヤウ
ナ家庭工業的ノモノデアルカラ多ク統制ヲ
スル、多數ノ車輛ヲ統制シテ行ツテヤルト
云フ政府ノ方針ハ間違ツテ居ルノダ、斯ウ
云フ議論ガアルノデアリマスガ、之ニ對シ
テイヤオ前等ハサウ云フコトヲ心配スル必
要ハナイゾ、實ハ此ノ統制ニ依ツテ斯ウ云
フ利益ガアルノダト云フハツキリシタ其ノ
點ヲ比較對照シテ、極メテ簡單デモ
宜イノデスケレドモ、彼等ガ一ツノ大キナ

流レニ從ツテ、滔々トシテ此ノ國策ニ順應
スルヤウナ態勢ヲ作ル爲ニ疑ヲ解イテヤル
ト云フコトハ、斯ウ云フ委員會ヲ通ジテ私
ハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、
私ノ議論デナクシテ坊間ニサウ云フ業者ノ
議論ガ澤山アリマス、是ハ一面考ヘテ見マ
スルト成程純理ガ澤山入ツテ居リマス、ソ
レガ唯此ノ運用ニ當ツテ、私ハ松野大臣ヲ
信ジテ居リマスカラ、アナタガオヤリニナ
ツテ、スツカリ拵ヘ上ゲテ適當ナ機會ニ大
臣ヲ御辭メニナル、ソレハ宜イノデアリマ
スケレドモ、途中デ宜イ加減ノ時ニ辭メラ
レルト云フノデアレバ——政治ノ運用ハヤ
ハリ人ニアリマス、法律其ノモノモ無論必要
デアリマスケレドモ、法ト云フモノハ嚴ト
シテアルノデアリマシテ、其ノ運用ノ如何
ハ人ニアルノデアリマスカラ、私共ガ此處
デ審議スル上ニ於テ所謂大臣ヲ全的ニ信ズ
ルト云フコトガ第一デアルカラ、其ノ點ニ
於テ十分私ハ此處デ審議ヲシテ大臣ノ諒解
ノ行クヤウニ喋リナガラ、且又現在列席ノ
政府委員モ私ハ悉ク信用シテ居ル人バカリ
デアリマスガ、其ノ方々モ何時何處へ榮轉
サレルノカモ分ラヌノデアリマスカラ、ソ
コデ斯ウ云フ機會ニ委員會ヲ通ジテ國民ニ
安心ヲ與ヘテ戴キタイノデ、一ツ御答辯ア
ランコトヲ願ヒマス

○鈴木政府委員 山田サンノ御意見ハ御尤
モナ御意見デゴザイマスガ、觀念ラハツキ
リ致シマス爲ニ分ケテ申上ゲマス、自動車
運送事業組合ノ問題ト、個人ノ企業ノ合同
ノ問題トハ別デヨザイマス、自動車運送事
業組合ハ各個人ノ企業者ガ其ノ儘存在シテ
居ツテ、ソレガ相互ニ寄合ツテ共同ノ利益
ヲ増進シ、五々ニ運賃輸送ノ統制ヲ圖ラン

トスルノガ自動車運送事業組合ノ目的トス
ル所デアリマス、其ノ中デ只今申サレマシ
ト云フコトハ、斯ウ云フ委員會ヲ通ジテ私
ハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、
私ノ議論デナクシテ坊間ニサウ云フ業者ノ
議論ガ澤山アリマス、是ハ一面考ヘテ見マ
スルト成程純理ガ澤山入ツテ居リマス、ソ
レガ唯此ノ運用ニ當ツテ、私ハ松野大臣ヲ
信ジテ居リマスカラ、アナタガオヤリニナ
ツテ、スツカリ拵ヘ上ゲテ適當ナ機會ニ大
臣ヲ御辭メニナル、ソレハ宜イノデアリマ
スケレドモ、途中デ宜イ加減ノ時ニ辭メラ
レルト云フノデアレバ——政治ノ運用ハヤ
ハリ人ニアリマス、法律其ノモノモ無論必要
デアリマスケレドモ、法ト云フモノハ嚴ト
シテアルノデアリマシテ、其ノ運用ノ如何
ハ人ニアルノデアリマスカラ、私共ガ此處
デ審議スル上ニ於テ所謂大臣ヲ全的ニ信ズ
ルト云フコトガ第一デアルカラ、其ノ點ニ
於テ十分私ハ此處デ審議ヲシテ大臣ノ諒解
ノ行クヤウニ喋リナガラ、且又現在列席ノ
政府委員モ私ハ悉ク信用シテ居ル人バカリ
デアリマスガ、其ノ方々モ何時何處へ榮轉
サレルノカモ分ラヌノデアリマスカラ、ソ
コデ斯ウ云フ機會ニ委員會ヲ通ジテ國民ニ
安心ヲ與ヘテ戴キタイノデ、一ツ御答辯ア
ランコトヲ願ヒマス

○山田(清)委員 繰イテ、此ノ統制ニ付テ一

アリマス、鐵道省ト致シマシテハ現在「ガソ

リン」消費規正ガ非常ニ強化サレテ居リマス、

ソレハ商業組合ヲ主トシテ第一ニ優先的ニ

考ヘル、他ノ問題ニ付テハ能ク一ツ自治的

ニ相談ヲシテ考ヘテ見ル、決シテ官僚獨善

ヲ強要シテ居ルコトハナインデアリマス

○山田(清)委員 繰イ

「リン」ノ共同購入、或ハ「タイヤ」ノ共同購入、都合ニ依ツテハ部分品ノ修理工場マデモ作ツテヤラウ結局マアアソコノ狙ヒ所ハ小サイ一人一臺持チ位ノ連中ガ集ツテ、團體ノ力デ共同ノ利益ノ爲ニヤラウトシテアレハ集ツタモノナシニデス、隨テ株金モ拂ツテ居ルノデス、商工省ヘペラ棒ニ此ノ問題ノ爲ニ踏張ツテニモ商業組合、ニニモ商業組合ト云フ風ニヤツテ居ル譯ナシニ所ガ今度ハ新シイ法律案ガ出來テ、ソレヲノ統制ノ土臺ニシテヤラウ、目標ハソニアル、斯ウ云フコトニナリマスト、商業組合設立ノ根方方針ト云フモノハ、全然トハ申シマセヌケレドモ大部分ハ消エテ行ク譯デス、商業組合設立ノ本旨ガソコニアツテ、一株幾ラト云フ金マデ出シテヤツテ居ルモノヲ其ノ儘認メル認ナイト云フコトガ、政治上ニ於テ異議ガアルノデハイカト云フ說ガ相當アルノデス、私個人ノ意見ハヤハリ鐵道省ノ御指示ノ如ク、出來テ居ル折角ノ組合ヲ此ノ儘ヤハリ百「パーセント」ノ有效價値ニ善用シテ、現在ノ實情ニ即應シタ業者全體ノ利益ヲ擁護スル方法ヲ講ズルコトガ機宜ニ適シタ方法デアルト贊意ヲ表スル譯デアリマスケレドモ、尙ホ多數ノ業者ノ中ニハ前段申上ゲルヤウナ然ラザル意見ガアリマスガ、之ニ對シテドナイヤウナ極メテ弱小業者ガ殆ド大多數ウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノデアリマセウカ、商業組合設立ノ趣旨トハ全然違フト云フ議論ガアル、組合員ハ一人一臺シカ持ツテ居然ナイヤウナ極メテ弱小業者ガ殆ド大多數シテ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテドウ

○鈴木政府委員 此ノ改正法律ノ規則ニ於テ、現在ニ於ケル商業組合ハ其ノ儘今度ノ自動車運送事業組合トナルノデアリマスル商業組合ハ本法ニ依ル「タクシー」ノ自動車運送事業組合トナルノデアリマス、是ハ從來法的ニ存在ヲ認メラレテ居リマシタ所ノモノヲ認メルコトガ至當ダト思ツテ、其ノ儘認メテ居ルノデアリマス、併シナガラ今山田サンノ御話ニナリマシタ所ノモノハ、現在アリマスル共同ノ施設ヲスル所ニ重點ヲ置ク商業組合デナクテ、東京市ニ於キマス「タクシー」ノ運賃或ハ輸送ノ統制ヲ圖ル組合ヲ其ノ商業組合デ其ノ儘認メルノハドウカト云フ御懸念ダト思ヒマスガ、東京市ノ全體ノサウ云フモノノ統制ヲ主トシタル所ノ自動車運送事業組合ヲ設立スル場合ニ於テハ、先程申シマシタ如ク、出來テ居リマスル「タクシー」商業組合ニ對シ、内容ヲ能ク検討シ、又其ノ他ノ業者ノ意見モ十分聽イテ、サウシテ適當ニ指導シテ行キタイトイ思ヒマス、サウスルコトガ一番圓滿ニ「タクシー」ノ統制ガ執レルモノダト私ハ考ヘテ居リマス

ガ「トラック」商業組合デアリ又「タクシ一
商業組合デアル、東京自動車業聯合會ト云
フモノハ二十數年ノ歴史ヲ持ツテ居リマス、
サウシテ幾度カ喧嘩ヲシ、幾度カ集リ、幾
度カ分裂ラシテ、相剋摩擦ト云フモノハ實
度カ喧嘩ヲシテ居ツテハイカヌ、オ前等皆業全
體ノ利益ノ爲ニ集レト云フコトデ、ニツニ
ツニ分裂シテ居ツタモノヲ集メマシテ、サウ
シテ現在ノ東京自動車業聯合會トナリマ
シタ、所ガ時代ノ趨勢ニ依ツテ、是ハドウ
シテモ一面ニ於テハ企業合同ヲスル必要ガ
アル、企業合同ニ依ツテ弱小業者ガ集ツテ、
資本家ニ喰ハレナイヤラウト云フコ
トデ、隨所ニ最近企業合同ト云フモノガ出
來タ、或ハ作業合同ト云フモノモ宜ノンデ
ハナイカト云フコトデ、作業ダケ一ツ合同
シヨウト云フ動キモアル、其ノ事前ニ於テ
一番必要ナモノハ何カト云フト、商業組合
ヲ作ルノガ宜イト云フコトデ、「タクシ一
商業組合及ビ「トラック」商業組合ガ出來
タ、所ガ「トラック」商業組合ニ參加シタモ
ノハ、初メ東京自動車聯合會ト云フモノト
感情的ニ非常ニ仲ガ良クナカツタノデ、相
當摩擦ガアツタ、ソレデ俺ノ方デ一黨ヲ作
ルト云フコトデ始ヌタ、併シ其ノ氣運ガ十
分熱シテ居ラナカツタ、之ニ入ツテ居ルノ
ハ、東京ニアル「トラック」臺數ノ——正確
ニハ分リマセヌガ殆ド五分ノ一弱デハナイ
カト思ヒマス、アトノ大多數ノ實際業者ハ
現在東京自動車業聯合會ノ中ニ入ツテ居
ル、デアリマスカラ東京自動車業聯合會ノ
幹部ハ即今ノ「トラック」、「タクシー」商業

商業組合ト云フモノノミヲ重點ニ置イテ、
今後ノ法ノ運行ヲヤラウト云フコトデアリバ、ソレハ法的組合デハナイケレドモ、力
ハウントアル、ソレガ行ツテ壓迫スルト、
茲ニ非常ニ摩擦ガ出來テ、「トラック」ノ貨
物商業組合ト力ノアルモノトガ大喧嘩ヲ始
メテ、法ノ運用ニ當ツテ却テ一元的ニ統制シヨウト云フコトニナツテ、サウシテ業
者ノ利益、國策ニ順應シヨウト云フ其ノ
狙ヒ所ト反對ノ現象ヲ呈ズルコトニナル、
是ハ私ハ自分ト云フモノヲ離レテ論ジ
テ居リマス、私ノ氣持ハ解ク局長モ課長モ
承知シテ居テ下サルト思ヒマス、ソレカラ
「タクシ」組合ハ半年掛ツテ其ノ邊ニ一臺
ヅツ飛ンデ居ルノヲ——アノ當時ハ殆ド佳
所不定ノヤウナ者モアリ、アノ中デ寢テ其ノ
ノ儘運轉シテ居ツタト云フヤウナ連中ヲ漸
ク五千數百臺集ヌタノデアリマスケレドモ
モ、尙ホ半分以上アノ組合ノ中ニ入ツテ居
ラヌ、ソレガヤハリ東京自動車業聯合會ノ
中デ一大王國ヲ作ツテ居ル、ソレカラ
イヤー」業者モ入ツテ居ル、「バス」ノ組合
モ之ニ入ツテ居ル、ソコデツヒ昨日總會ヲ
開イタノデアリマスガ、此ノ組合ハ東京府
ノ公認組合トナツテ鐵道省ノ方モ態、オ出云
下スツタノデアリマスガ、只今局長ノ仰シ
ヤツタ如クニ業者ニ付テモ十分考慮サレル、
斯ウ云フ御話デアツタノデアリマスガ、東
京ニハ他ノ業者ノ勢力團體ト云フモノハ
唯ソコガ一ツデス、サウシテ、東京ノ團體
茨城縣、千葉、各方面ノ團體ノ組合ガ全部
デアリマシテ、是ハ全國カラ約四十數府縣

朝鮮マデ全部入ツテ居ル、斯ウ云フ一つノ
嚴トシテ存シテ居ル團體ヲヤハリ認メテ行
ツテ、ソコニ話合ヒニ依ツテ、御互ニ國事
ヲ思ヒ、業者全體ノ將來ノ利益ヲ思フト云
フコトハ當然デアリマスカラ、是ハ話合ヘ
バ出來ルノデアリマス、此ノ點ヲ深ク考ヘ
テ貴ツテ、適當ニ運行ヲシナケレバ、此ノ
法ノ實現ニ當ツテハ却テ逆ノ效果ヲ生ズル
虞ヲ持ツバカリデナク、確ニサウナルノデ
ス、私ハソレヲ確言シマス、デアリマスカラ
、是ハ大臣カラ答辯ヲ願ヒタイノデアリ
マスガ、其ノ點ニ付テ、東京自動車業聯合
會ノ如キ嚴トシテ勢力ヲ持ツテ居ル組合ニ
對シテ、之ヲドウ運用シテ行クカ、今ノ商
業組合ノ中ニ併合シテ來イト云ツタツテ、
ソレハ朝鮮ノ中ニ日本ヲ合併スルカラ入ツ
テ來イト云フノト同ジヤウナコトデス、ソ
ンナコドハ天下ノ輿論ガ許サヌ、小平君モ
此ノ間ノ事情ハ能ク知ツテ居リマスガ、是
ハ商工省ガ生シテ吳レタノデ、ソレニ對ス
ル仁義ト云ヒマスカ、義理合ヒト云ヒマス
カ、ソレヲ尊重スル餘リニ、割期的ナ此ノ
仕事ヲヤラウト欲スル際ニ、仁義ヲ重ンズ
ル餘リニ大局ヲ忘レテシマツタノデハ、佛
ヲ作ツテ魂ヲ入レザルコトニナツテ、是ハ
却テ千波萬波ノ波瀾ヲ起シテ來ルモノデア
ルカラ、是ハ大臣ガ山田清ハ嘘ヲツカヌ男
ダト云フコトヲ御思ヒニナルナラバ、一般
ヲ此處デ御答辯願ヘレバ、私ハ他ノ問題ニ
付テハ餘リ枝葉末節デ議論ノ餘地ハナイト
思ヒマス

○松野國務大臣 山田君ノ御質疑ニ御答致

シマスガ、政府委員カラモ屢々御答辯申上
ゲマシタヤウニ、要スルニ業者ヲ壓迫スル
トカ、或ハ統制ニ依ツテ業者ノ仕事ヲ或一
云フ趣意ニ於テ此ノ立法ガ出來タモノデナ
イト云フコトハ御承知ノ通りデアリマス、
段々此ノ事業ノ發達ニ伴ツテ之ヲ助長シテ
行キタイ、斯ウ云フ趣意ニ於テ此ノ法律改
正案ヲ出シタヤウナ意味デアリマス、ソコ
デ、既存ノ組合ハ十分ニ尊重スル、ソレカラ
商工省ノ權限デアツク所ノ商業組合法ニ
依ツテ認可シタモノモ、商工省ガ今回鐵道
省ノ此ノ法案ニ統一スルコトヲ快ク詔解シ
タコトハ、益々此ノ業ノ發達ガ國家産業
ノ上ニ必要ダ、其ノ意味カラスレバ、ヤハ
リ運送業ヲ監督指導スルニハ鐵道省ガ一番
宜シイ、其ノ意味ニ於テ商工省モ諒解シテ、
此ノ既存ノ組合ハ其ノ儘鐵道省ノ方ニ之ヲ
統一スル、斯ウ云フコトニシタヤウナ意味
デアリマス、鐵道省ノ監督カラ申シマシテ
モ、之ヲ助長スルコトガ目的デアリマスカ
ラ、既存ノ商業組合ハ十分ニ尊重スル、商
業組合ノ既存事實ハ十分ニ尊重シテ、サウ
シテ組合團體其ノ他ニ於テ、御説ノ如クニ
摩擦ヲ生ズルヤウナコトハ、業界ノ健全ナ
ル發達ニ不適當デアリマスカラ、業界ノ健
全ナル發達ヲ助長シテ、サウシテ此ノ重要
な事業ガ國家ニ對シテ貢獻スベキヤウニ指
導シテ行ク、斯ウ云フ趣意デアリマスカラ
、山田君ノ言ハレマスヤウナ意味ニ於キマシ
テ、十分ニ總テノ業者ト圓満ニオ互ニ連絡
シメテ、オ互ニ理解シ合ツテ協力スルヤウ
ニ鐵道省デハ指導シ、而シテ此ノ業ヲ助長ス
ルヤウニ監督スル、斯ウ云フ趣意デアリマ

スカラ其ノ意味ニ於テ御諒解ヲ願ヒマス

産業ノ點カラ見テモ、實ニ國家トシテ重要

デアル、デアルカラドウシテモ國家ノ爲ニ

ト

○山田(清)委員 私ハ大變御親切ナ答辯デ

ス、實ハ昨年ノ陸上交通調整法ノ審議ノ時
ニモ色々聽いたノデアリマスガ、實際運行ニ

ト

辯フ嘘ヲツカナイヤウニシテ貴ヒタイノデ

ス、實ハ昨年ノ陸上交通調整法ノ審議ノ時
ニモ色々聽いたノデアリマスガ、實際運行ニ

ト

當ツテハマア私等ハ喧嘩ヲセナケレバナラ
ナイヤウナ事柄ニ立至ツタコトヲ遺憾トシ

ニ政府ハ嘘ヲツクト云フコトハ一番イカヌ
ト思ヒマス、デアリマスカラ、斯ウ云フ席
上テ述べラレタコトハ嘘ヲツカスト私ハ信
ジマス、政府ニ於カレテモ、其ノ答辯ヲ一
ツ、三幹部ト申シマスカ、局長及び第一第
二ノ課長ガ十分大臣ノ意思ヲ體シテ將來進
マレントコトヲ望ミマス

ト

○鈴木政府委員 今山田サンカラ陸上交通
調整法ノ時ニ云々ノ言葉ヲ言ハレマシタガ、
吾々ハサウ云フヤウナ自分ノ申上ゲタ意見
ト背馳シタ行爲ヲシタコトハナイト思ヒマ
シ、今日山田サンノ御質問ノアリマシタ
コトニ對シテノ政府トシテノ答辯ハ、勿論
確實ニ實行スル積リデアリマス

ト

○山田(清)委員 ソレデ安心致シマシタ、
就キマシテハ——是ハ關聯質問デアリマス
ガ、相當長クナリマスガ、委員長、今日何
時頃マデ繼續スルノデアリマセウカ

ト

○名川委員長 今日ハ午前中ダケデス
マセウ

ト

○山田(清)委員 一二三時間ハドウシテモ頂
戴シタイト思ヒマスガ……

ト

○名川委員長 今日午前中ダケデス

ト

○山田(清)委員 此ノ提案ノ趣旨ガ、自動
車業ト云フモノガ、國防ノ點カラ見テモ、
申上ゲテ見マスガ、之ニ對シテ、是ハ國ノ

ト

スカラ其ノ意味ニ於テ御諒解ヲ願ヒマス
デアル、デアルカラドウシテモ國家ノ爲ニ
トカ、或ハ統制ニ依ツテ業者ノ仕事ヲ或一
云フ趣意ニ於テ此ノ立法ガ出來タモノデナ
イト云フコトハ御承知ノ通りデアリマス、
段々此ノ事業ノ發達ニ伴ツテ之ヲ助長シテ
行キタイ、斯ウ云フ趣意ニ於テ此ノ法律改
正案ヲ出シタヤウナ意味デアリマス、ソコ
デ、既存ノ組合ハ十分ニ尊重スル、ソレカラ
商工省ノ權限デアツク所ノ商業組合法ニ
依ツテ認可シタモノモ、商工省ガ今回鐵道
省ノ此ノ法案ニ統一スルコトヲ快ク詔解シ
タコトハ、益々此ノ業ノ發達ガ國家産業
ノ上ニ必要ダ、其ノ意味カラスレバ、ヤハ
リ運送業ヲ監督指導スルニハ鐵道省ガ一番
宜シイ、其ノ意味ニ於テ商工省モ諒解シテ、
此ノ既存ノ組合ハ其ノ儘鐵道省ノ方ニ之ヲ
統一スル、斯ウ云フコトニシタヤウナ意味
デアリマス、鐵道省ノ監督カラ申シマシテ
モ、之ヲ助長スルコトガ目的デアリマスカ
ラ、既存ノ商業組合ハ十分ニ尊重スル、商
業組合ノ既存事實ハ十分ニ尊重シテ、サウ
シテ組合團體其ノ他ニ於テ、御説ノ如クニ
摩擦ヲ生ズルヤウナコトハ、業界ノ健全ナ
ル發達ニ不適當デアリマスカラ、業界ノ健
全ナル發達ヲ助長シテ、サウシテ此ノ重要
な事業ガ國家ニ對シテ貢獻スベキヤウニ指
導シテ行ク、斯ウ云フ趣意デアリマスカラ
、山田君ノ言ハレマスヤウナ意味ニ於キマシ
テ、十分ニ總テノ業者ト圓満ニオ互ニ連絡
シメテ、オ互ニ理解シ合ツテ協力スルヤウ
ニ鐵道省デハ指導シ、而シテ此ノ業ヲ助長ス
ルヤウニ監督スル、斯ウ云フ趣意デアリマ

大方針デアルカラ大臣ハ一ツ強い力デ此ノ大方針ヲ動カシテ貰ヒタイト思フ、例ヘバ自動車ニ於テ「タイヤ」ガナカツカラ幾ラトデアリマスケレドモ、一應説明ヲシテ置イタ方ガ宜イト思ヒマス、現在「タイヤ」ノカト云フコトハ――コンナコトハ細カイコトデアリマスケレドモ、是ハ「ガソリン」ノ自動車ハ動キマセヌ、「タイヤ」ノ壽命ガドノ位ニナツテ居ル命ト云フモノハ六万糸乃至八万糸トナツテ居リマス、今一箇月ニ「ガソリン」ハ東京デ是ハ「タクシー」デアリマスガ、六十五「ガロン」、「ガロン」ノ「ガソリン」デ約四十五糸走ルト云フ計算デアリマス、左様致シマスト一箇月ニ約三千糸バカリ走リマシテ「タイヤ」ハ二箇年半デ全然駄目ニナル、所ガ現在ノ「タイヤ」ノ配給ハ東京デハ一万臺ニ對シテ約五百本シカ配給シテ居ナイ、二十分臺ニ對シテ一本――二十箇月ニ對シテ一本、結局一年八箇月位デタツタ一本シカ渡ラナイト云フコトニナル、是デハ幾ラ燃料ノ國策ヲ樹立シテ行ツテモ「タイヤ」ガナカツカラ車ハ動カヌノデアリマス、是デハ産業ヲ幾ラ振興シテ行カウトシテモ、幾ラ米ヤ木炭ヲ輸送シヨウトシテモドウニモラナライ、昨年及ビ一昨年關係官省ノ八省會議ヲ私ガ主催デ開催致シマシタガ、當時「タイヤ」ノ配給ハ平時ニ於ケル〇・五%シカナカツタ、コンナコトデ一體ドウシテ日本ノ産業開發ガ出來ルカ、日本ノ國防ヲドウ處理シテ行クノカト大イニ追及致シマシタ結果、昨年ノ陸上交通整調委員會ノ席上ニ便乗致シマシテ――議論ノ結果一寸出テ參ツタノデアリマスケレドモ、現在ノ東京市内ニ於ケル「タクシー」商業組合ノ調査ニ

リマス、トラックノ方面モ調査ヲスレバ
直グ臺數ガ出テ來マスガ、大同小異アリマス、是ハ洵ニ歎カハシイ現状ダト思ヒマス
ガ、之ニ對シテ何カ政府ノ方針ガアルノデ
アリマセウカ、大臣カラ御答辯願ヘナケレ
バ局長サンニ御願致シマス

○鈴木政府委員 全ク山田サンノ仰セラレ
マシタ通り現在自動車運送事業者ガ「ガソ
リン」規正ノ強化ト「ダイヤ」配給ノ規正ヲ
受ケテ居リマスクトハ可ナリ苦痛ナコトデゴ
ザイマス、「ガソリン」消費ノ方ハマダ代用
燃料ノ途モナイ譯デハナイノデスガ、「タイ
ヤ」及ビ「チューブ」ニ至リマシテハ可ナリ
御苦痛ダト思フノデアリマスガ、現在ニ於
キマスル國際收支其ノ他ノ關係上又吾々ト
シテモ已ムヲ得ナイモノデハナイカト考ヘ
テ居リマス、固ヨリ自動車、運輸事業者ノ
事業ト云フモノハ山田サンノ仰シヤル通り
生産竝ニ國民生活上至大ノ關係ガアリマス
ルノデ關係官廳トモ極力協議シテ割當ヲ殖
ヤスコトヲ交渉シテ居ルノデアリマス、全
般ニ壓縮サレテ居リマス關係カラ甚ダ御氣
ノ毒ト思ヒマスガ、或點ニ於テハ已ムヲ得
ナイノデハナイカト考ヘテ居リマス、吾々
ノ所デ持ツテ居リマス表デハ貨物デ二割、
旅客デ二割位ノ率デ「ガソリン」ニ比スレ
バマダ宜イ方ダト思ツテ居リマスガ、尙ホ
關係官廳ト十分交渉シテ見タイト思ツテ居
リマス

○山田(清)委員 私ノ今ノ質問ニ對シテ局
長ノ答辯ハ已ムヲ得ナイト云フ御説明デアリマ
シタガ、其ノ御答辯デアレバ私ハ聽カヌデ
モ分ツテ居リマス、今ノ國ノ情勢ト爲替管
理ノ關係ト企畫院ノ關係ト睨ミ合セタ問題
デ已ムヲ得ナイ、是以上出來ナイ、戰サヲ

ヤツテ居ルデヤナイカト云フコトハ分ツ
テ居リマスガ、ココガ私ハ政治デアリ、コ
コガ非常時ニ即應シタル緩急宜シキヲ得タ
對策ヲ講ジナケレバナラヌ所ダト思フ、生
産力擴充計畫ヲ幾ラ盛ニヤツテモ品物ノ運
輸ガ出來ナケレバドウニモナリマセヌ、人
間飯ガ食ヘナカツタラ死ンデシマフデハア
リマセヌカ、私ハ自動車屋ノ爲ニ叫ンデ居
ルノデハナイ、私ハ苟モ國民ノ代表トシテ
國家全體ノ上カラ見テ國民生活ヲドウシテ
行クカ、之ニ對シテハ政府及ビ政治家ノ認
識ガ足ラヌト私ハ絶叫シテ居ル、現ニモウ
少シ米ノ配給、炭ノ配給ガ圓滑ヲ缺イタナ
ラバ東京市民ハドンナコトヲ起シタカ分ラ
ス、更ニ又產業生產工場ニ於テ今此ノ運行ガ
「ストップ」シタラドウナルカ分ラヌ是ハ直チ
ニ軍ノ作戰用兵ノ上ニモ頗ル重大ナ影響ガ
アル、隨テ是ハ所謂戰時品ト云ヒマスカ、
ソレト同ジク見ルノガ本當ダト思フ、砲彈
ト同ジニ見ルノガ本當ダト思フ、之ヲ軍ノ
作戰ノ第二線ニ持ツテ來ルト云フノデハ大
變ニ違フ、茲ニ政治上ノ重大ナ意見ノ相違
ガアルト思フ、之ヲ唯オ座ナリニ金ガドウ
ダノ、國全體ノ豫算ノ上カラ面白クナイト
云フコトデ企畫院カラ抹消シ去ラレルト云
フヤウナコトデハ、日本ノ將來、イヤ極メ
テ窮迫シタル現狀ニ私ハ大ナル心配ガアル
ノダ、一本ノ「タイヤ」ノ問題デハナイト云
フコトヲ絶叫シテ居ルノデスガ、之ニ對シ
テ大臣ノ御所見ハ如何デスカ

鐵道省ト致シマシテハ本改正案ヲ出シマシタ趣意モ即チ山田君ノ御心配ノアル所ニアル譯デアリマス、ソレデ現在ノ運送業ノ爲ルト現在個人ノ營業者或ハ株式會社ハ各々其ノ業務デ産業ノ上ニモ非常ニ貢獻シテ居ル、併シナガラ全體カラ見レバ非常ニ大キナ仕事ヲシテ居ラレル以上ハ交通運輸ノ業務ヲ監督スル鐵道トシテハ、ドウシテモ之ヲ打ツテ一丸トシテ精神的ニモ是ノ協力ヲ求メナケレバナラス、ソレニ對シテハ唯監督行政ノミヲ以テ指導シヨウトシテモソレハ中々全般ノ目的ヲ達スルコトニハ行カナイ、一面ニ於テハ業者ノ國家的奉仕ノ精神ニ依ツテ一つ大イニ努力ヲシテ貰フ所ハ努力ヲシテ貰フ、ソレカラ多少舊來ノ自由ノ立場ヨリモ窮屈ナコトハアルカ分ラヌケレドモ、此ノ窮屈ヲ忍ンデ貰フコトハ決シテ他人ノ爲デハナイ、アナタ方ノ御爲デ、斯クスルコトニ依ツテアナタ方ノ御利益ガ出マスゾ、此ノ趣意ニ於テ指導セナケレバナラヌガ、其ノ心持其ノ事ノミデハ決シテ目的ヲ達スルコトハ出來ナイ、ソコデ一面補助金モ出シテヤラウ、國家トシテハ業者各、自ラ私ノ爲ニ働く、而シテ國家ノ爲ニ貢獻スル、斯ウ云フコトハモウ總て其ノ目的達成ニ協力シテ貰フナラバヨリ以道トシテハ是ダケ大キナ仕事ヲシテ居ラレル以上ハ、之ヲ統一綜合シテ鐵道省ト共ニ其ノ目的達成ニ協力シテ貰フナラバヨリ以面ニ於テハ協力ヲ頼ム意味ニ於テ補助金モ出サナケレバイカヌ、斯ウ云フ趣意デアリ

マスカラ、隨テ總テ物價ノ上カラ考ヘマシ
テモ、此ノ輸送運賃ガ高ケレバ此ノ低物價
政策ヲ如何ニ堅持シヨウトシテモ得ラレナ
イコトハ分リ切ツテ居ル、殊ニ現狀カラ考
ヘテ見ルト、如何ニ生産者ガ物ヲ造ツテモ
實際ハ輸送ニ行詰リヲ來シテ居ル、山田君
ノ御意見ノ通り、僅カ短距離ノ間持ツテ來
ル運賃ガ今日ハ非常ニ高イ、然ラバ之ヲ取
扱ツテ居ル所ノ運送業者ガ所謂暴利ヲ貪ツ
テ居ルカト云フト、決シテ運送業者ノ業態
ヲ調べテ見マジテモ運送業者ガ暴利ヲ貪ツ
テハ居ナイ、高クナツタ原因結果ヲ見テミ
マスト、有ユル點ニ於テ自然ニ高クナラザ
ルヲ得ナイ狀態ニアル、之ヲドウシテモオ
互ノ施設努力ニ依ツテ以前ノヤウナ安イ運
賃デ輸送スルコトガ出來ルヤウニスルコト
ガ、吾々運送業ヲ監督シテ居ル鐵道省トシ
テハ一番考ヘネバナラヌコトデ、是ハ獨リ
鐵道省ノ監督行政ノ上デ考ヘタダケデハ目
的ヲ達スルコトハ出來ナイカラ、多年經驗
ノアル業者ニ鐵道ト共ニ協力シテ貰ハネバ
ナラヌ、即チ業者ノ理解ニ俟タナケレバナ
ラヌ、サウスルト、其ノ一つノ方法トシテ、
燃料、是等ノ製造配給消費ヲ出來ル限り圓
滑ニシナケレバ、決シテ運賃ノ低廉ヲ望ム
山田君ノ指摘サレマシタ所ノ自動車ノ資材
貨物ニスルコトモ出來ルケレドモ、働くアント
シテモ或ハ「タイヤ」ガ缺乏スル、燃料ハ無
理ヲシテ集メテ見テモ一方ニ「タイヤ」ガ缺
乏シテ來ルト、結局ハ其ノ機械ノ運轉ハ出
來ナクナツテ來ル、隨テ運賃ハ圓滑ニ行カナ
イ、斯ウ云フコトハ總テ山田君ノ心配サレ
ルコト其ノ儘私等モ同ジニ考ヘマス、又ソ
レデ其ノ方法ヲドウスルカト云フコトニナ

ルト、即チヨコハ努力ヲシナケレバナラヌ、
又政府ハ政府ノ責任ニ於テ施設宜シキヲ得
ナケレバナラヌコトデアリマスカラ、現狀
ハ政府委員ノ申シマシタヤウニ何トモ仕方
ガナイ現狀デアリマスケレドモ、仕方ガナ
イ現狀ニ甘ンズルコトノ出來ナイコトハ是
ハ政府ノ責任デアリマスカラ、ソコハ獻身
ヲ要スル問題デアリマスカラ、ソコハ獻身
的ノ努力ニ依ツテ此ノ業態ニ對スル政府ノ
抱負ヲ完全ニ考ヘテ、サシウテ一ツ斯ウ云
フモノニ對シテモ出來得ル限り、所謂配給
宜シキヲ得ルト云フヤウナ生産方面ニ對シ
テハ、最善ノ研究ヲシテ之ニ對スル適切
ノ施設ヲ施シテ、サウシテ物價問題ニ對シ
テ、產業問題ニ對シテ出來得ル限りノ努力
ヲ致シタイト思ヒマス

○名川委員長 本日ハ此ノ程度デ散會致シ
マス

午後零時十分散會

昭和十五年三月五日印刷

昭和十五年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局